

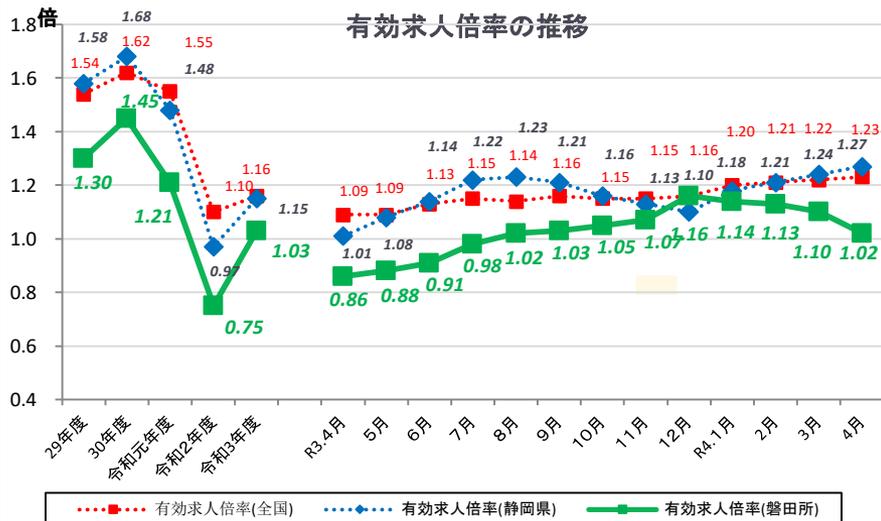
発行 ハローワーク磐田  
〒438-0086 磐田市見付3599-6磐田地方合同庁舎  
電話 0538(32)6181 FAX 0538(39)1230  
(出先)ハローワークプラザ袋井(マザーズコーナー併設)

## ●ハローワークから事業所様向けの雇用に関する情報をお届けします。

### ▶ ハローワーク磐田管内の雇用失業情勢(4月)



- ハローワーク磐田の管轄は、磐田市、袋井市、森町の二市一町です。
- 有効求人倍率は1.02倍となり、前月を0.08ポイント下回りました。  
 主な要因としては、前月に比べ新規求人数の伸びが少なかったことが要因と推測します。  
 求人増の牽引役となっていた製造業の増加率が弱まり対前月比23.8%減少(うち輸送用機器製造業35.3%減)となりました。原材料等の高騰、ウクライナ情勢、コロナへの不安等による雇用に対する目立った影響は見られませんが今後も注視が必要と考えています。



	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4
全国	1.09	1.10	1.13	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23
静岡県	1.04	1.07	1.12	1.17	1.19	1.19	1.16	1.14	1.14	1.18	1.21	1.24	1.27
磐田所	0.86	0.88	0.91	0.98	1.02	1.03	1.05	1.07	1.16	1.14	1.13	1.10	1.02

(注)「全国」「静岡県」の数値は季節調整済の数値、「磐田所」は実数値です。  
 季節調整については、令和3年12月以前の数値については季節調整替えを行っています。  
 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数等が含まれています。

### ▶ ハローワークにおける新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けてご協力をお願い



当ハローワークにおいては、まん延防止等重点措置が解除されてはありますが、引き続き静岡県の対応方針を踏まえ、ご来所の皆さまには「感染しない・させない」ためにも、職員のマスク着用での対応にご理解をお願いします。  
 併せて、ご来所の皆さまの事務所内でのマスクの着用及び検温・手消毒の実施についても、ご協力をお願い申し上げます。  
 なお、事務所内の密を防ぐ等の感染拡大防止の観点からも、雇用保険の届出・申請などは「電子申請」や「郵送」を、また、求人申し込みは「求人者マイページ」を利用したオンラインでの求人申し込みをぜひご活用ください。

### ▶ 令和4年6月1日より、来春高校卒業予定者の求人受付を開始しました

企業の皆さまには、募集・採用数の大幅な変動が生じないよう、中長期的な人事計画等のもと、適正な採用計画に基づいた求人申込みを行っていただき就職ルールに従い、応募書類の受付や公正な求人活動をお願いします。  
 「求人募集の中止・募集人員の削減」や「採用内定取消し」及び「早期採用選考」という事態が生じることのないよう十分な配慮をいただきますようお願いいたします。  
 ハローワークでは、就職を希望する生徒・学生が一人でも多く、より良い職業生活に移行できるよう支援をまいります。  
 高校求人の日程 ・求人受付開始 令和4年6月1日(水)～  
 ・求人票返戻開始 令和4年7月1日(金)～  
 ・学校推薦開始 令和4年9月5日(月)～  
 ・選考/内定開始 令和4年9月16日(金)～  
**求人申込みについては、労働局HPをご参照ください ⇒**



### ▶ 令和4年度労働保険料年度更新の手続きが始まりました



労働保険の保険料は、年度当初に概算で申告・納付し翌年度の当初に確定申告のうえ精算していただくこととなり、事業主の皆さまには、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付することとなっています。これを「年度更新」といい、本年度は6月1日～7月11日までの間にこの手続きを行っていただきます。  
 なお、今年度の雇用保険料率が令和4年4月から事業主負担の保険料率に変更になり、10月から労働者負担・事業主負担の保険料率に変更になります。年度途中からの保険料率の変更となるため算出には注意をお願いします。  
**お問い合わせ 最寄りの労働基準監督署または労働局労働保険徴収課まで**

▶ 6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

～ 共生社会は魅力ある職場環境から ～



守るべき雇用ルールを、いま一度チェックをお願いします。

- ☑ 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- ☑ 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- ☑ 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- ☑ 安易な解雇はしていませんか？
- ☑ 外国人の雇入れ・離職時に、ハローワークへ雇用状況の届け出を出していますか？

▶ ウクライナからの避難民に対する就労支援について

現在、政府全体としてウクライナからの避難民に対する各種支援の実施に取り組んでいるところですが、就労を希望する避難民の情報や避難民の受入を考えている事業主の方におかれましては、ぜひハローワークへ情報提供をお願いします。

▶ すまい・生活・しごと総合サポート(ハローワーク・ワンストップ窓口)の設置について

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」により、すべてのハローワークに「すまい・生活・しごと総合サポート(ハローワーク・ワンストップ窓口)」を新たに設置しました。この対策は、物価高騰等で生活に困窮する方等に対し、地方公共団体等と連携しながら、住居・生活に関する相談支援と職業訓練の活用等による就労支援を行ってまいりますのでご相談ください。

▶ 磐田市副業・兼業人材活用促進事業費補助金について  
▶ 磐田市インターンシップ受入促進事業費補助金について



● 磐田市副業・兼業人材活用促進事業費補助金の概要

専門的な技術を持つ人材の活用により企業の生産性向上及び社員のスキルアップを図る磐田市内中小企業者等を支援し、雇用の安定と創出を図るため、副業・兼業による専門的人材を活用する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を支給する制度です。

【補助額】 副業・兼業人材一人あたり補助対象経費の2分の1以内  
(上限24万円まで)※年度内2人まで

● 磐田市インターンシップ受入促進事業費補助金の概要

磐田市内における若者及びUIターン者の就労を促進し、磐田市内中小企業等の人材確保及び産業の振興を図るため、インターンシップの受入れを行う事業者に対し、補助金を交付する制度です。

【補助額】 対象経費の2分の1以内で上限があります。

- ・交通費・宿泊費
- 居住地が県外の者は1人あたり上限1万円、県内の者は上限5万円
- ・事業経費
- インターンシップを実施するために要する経費 年額上限5万円

※事業経費のみは対象ではありません。

詳しくはHPまたは磐田市役所経済観光課まで 電話:0538-37-4819



▶ デジタル分野などの社員教育に人材開発支援助成金(人への投資促進コース)をご活用ください



「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、人への投資を強化するため、民間ニーズを把握しながらデジタル人材育成の強化等を行うこととされました。

国民からのアイデアを募集し、「企業の従業員教育、学び直しへの支援」「デジタル分野など円滑な労働移動を促すための支援」などの提案が寄せられ、令和4年度から令和6年度までの間、人材開発支援助成金に新たな助成コース「人への投資促進コース」を創設することとなりましたので、ぜひご活用ください。

▶ 雇用調整助成金等の申請内容をより適正に確認します



令和4年4月以降の休業にかかる申請から適用しています。

- 1 業況特例における業況の確認を毎回(判定基礎期間(1ヶ月単位ごと))行います。
- 2 最新の賃金総額(令和3年度の確定保険料)から平均賃金額を計算します。
- 3 休業対象労働者を確認できる書類および休業手当の支払いが確認できる書類の提出をお願いします。  
上記以外にも、必要に応じて以下の書類の提出を求め場合があります。  
・国税および地方税にかかる各種納税証明書  
・その他、労働局が審査を行う上で必要とした書類(給与支払事務所等の開設・移転・廃止届、給与支払報告書、住民税額決定通知書、扶養控除等申告書など

▶ 特定求職者雇用開発助成金  
成長分野人材確保・育成コース(令和4年4月1日より新設)



既存コースの1.5倍を助成する高額助成コースをご活用ください

高齢者や障害者等の就職困難者を、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者(雇用保険の一般または高齢被保険者)として雇入れ「成長分野等の業務」(\*)に従事させ、人材育成や職場定着に取り組む場合に、特定求職者雇用開発助成金の他のコースより高額の助成金を支給します。

\* デジタル・DX化関係業務及びグリーン・カーボンニュートラル化関係業務  
このコースを受給する場合、対象労働者の受入れ日から「1か月以内」に計画書を提出する必要があります。ただし、雇入れ日が令和4年5月31日までの場合、令和4年7月31日まで計画書の提出が可能です。

▶ 令和4年高齢者・障害者雇用状況等報告の提出について



「高齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条1項」「障害者の雇用の促進等に関する法律第43条7項」において、事業主は毎年6月1日現在の高齢者および障害者の雇用状況等をハローワークを経由して厚生労働大臣に報告することが義務付けられています。報告は電子申請による報告のほか、郵送またはハローワークへ来所により提出できます。